

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日 平成27年11月26日
 招集の場所 吉野川市役所東館 3階 231会議室
 開閉会日時 開会 平成27年11月26日 午後2時00分
 閉会 平成27年11月26日 午後2時16分

出席委員 委員長 笠江俊文
 委員 上野準二
 委員 川村徳子
 委員(教育長) 石川邦彦

出席職員 教育次長 寒川健治
 教育総務課長 住友美香
 生涯学習課長 岡田英晴
 学校再編準備室長補佐 猪井修

議案

- (1) 教育委員長の選挙について
- (2) 教育委員長の職務代理者の選挙について

その他

会議の経過

井上教育総務課長	開会前ではございますが、吉野川市教育委員長及び委員長職務代理者の任期が、昨日、平成27年11月25日で切れておりますので、新たに、教育委員長及び教育委員長職務代理者を選任する必要があります。 つきましては、本日の会議で、新教育委員長が決定するまで、上野委員を臨時議長として会議を進めたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員	「異議なし」との声あり。
井上教育総務課長	ご異議がありませんので、上野委員に仮議長をお願いいたします。
仮議長	それでは、新教育委員長が決定するまで、会議の進行を私の方でさせていただきます。ただ今から、臨時教育委員会を開催いたします。 次第では、ここで会議録署名委員を指名すべきところですが、吉野川市教育委員会会議規則第15条で、「会議録には、委員長のほか会議において定めた2人の委員が署名、捺印しなければならない」事になっています。 この後「教育委員長の選挙について」が議案となっているため、委員長が選任された後で議事録署名委員を指名していただきたいと思っております。 それでは、議案第1号「教育委員長の選挙について」を議題とすることにいたします。 教育委員長の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、平成27年4月1日より新教育委員会制度へ移行するとされていますが、附則第2条では「施行日（平成27年4月1日）に在職している教育長については、施行日以降も、その委員としての任期が満了するまでは、在職する現行制度が適用されることとなる。」となっております。 このことから、現行法第12条第1項により、教育委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっておりますが、吉野川市教育委員会会議規則第2条第2項では、「教育委員会は、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。」とありますので指名推薦としてよろしいか。
委員	「異議なし」との声あり。

仮 議 長	<p>ご異議がございませんので、指名推薦の方法を用いることといたします。 私の方で新教育委員長の腹案をもっていますので、発表させていただき、皆様にご承認いただいて、決定したいと思いますのですがどうでしょうか。</p>
委 員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
仮 議 長	<p>ご異議がございませんので、私の方からご提案させていただきます。 新しい教育委員長には、笠江俊文委員にお願いしたいと思いますのですがどうでしょうか。</p>
委 員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
仮 議 長	<p>ご異議がございませんので、新しい教育委員長には笠江俊文氏が選出されました。 なお、同法第12条第2項により、委員長の任期は1年で、平成27年11月26日から平成28年11月25日までです。それでは、委員長が決まりましたので、議長を笠江新委員長と交代したいと思います。</p>
委 員 長	<p>「就任挨拶」</p> <p>それでは、会議録署名委員は上野委員・川村委員にお願いします。 続きまして、議案第2号「教育委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。</p> <p>教育委員長職務代理者の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項及び、吉野川市教育委員会会議規則第2条第3項の規定により、「教育委員長職務代理者の選任は選挙によるもの」となっております。</p> <p>教育委員長職務代理者の選挙の方法といたしましては、吉野川市教育委員会会議規則第2条第2項の規定では、指名推薦の方法を用いることができますので、指名推薦としてよろしいか。</p>
委 員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
委 員 長	<p>ご異議がございませんので、指名推薦の方法を用いることといたします。 私の方で新教育委員長職務代理者の腹案をもっていますので、発表させていただき、皆様にご承認をいただいて、決定したいと思いますのですがどうでしょうか。</p>
委 員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
委 員 長	<p>ご異議がございませんので、私の方からご提案をさせていただきます。 新しい教育委員長職務代理者には、鹿児島康江委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
委 員 長	<p>ご異議がございませんので、新しい教育委員長職務代理者には鹿児島康江氏が選出されました。 なお、同法第12条第2項により任期は1年で、平成27年11月26日から平成28年11月25日までです。ご協力、ありがとうございました。 続きまして、次第4「その他」で何かございますか。</p>
猪井室長補佐	<p>片山学校再編準備室長に代わり、私の方から学校再編に係る報告をさせて頂きたいと思っております。 まず、川田・美郷地区についてであります。川田・美郷地区学校再編準備委員会におきまして、来週月曜日（30日）に学校運営部会と地域部会を開催する予定としております。</p>

協議内容につきましては、まず、学校運営部会では、①標準服、体操服の選定について、また、その使用時期や導入方法などについてでありますとか、②標準服、体操服以外の学校指定用品について検討する予定としています。

地域部会では、①通学対策について、新しい通学路の検討を行い、続いて、通学支援でありますスクールバスの運行方法などについて意見をお聞きしたいと考えています。なお、本日、第2回学校運営部会、第2回地域部会のそれぞれの資料をお配りしていますので、ご高覧ください。

次に、鴨島東部地区の学校再編に係る説明会についてであります。一昨日（24日 火曜日）に鴨島東部地区で唯一PTA説明会が行えていませんでした、森山小学校においてPTA説明会を開催いたしました。森山小学校体育館において、午後7時から開催し、保護者11名と教職員3名の計14名の参加をいただきました。

主な意見を紹介しますと、・通学支援について詳しく説明してほしい。・森山の良さが消えない、より良い教育環境を考えていただきたい。・反対が多ければ再編はストップするのか。・思春期の子どもは難しいので、中学校の再編については考慮してほしい。・中学校の再編はまだニーズもないので、待っていただきたい。・上浦の再編を急ぐようなので、森山小学校、牛島小学校のどちらにも通学できるようにしたらどうか。・などの意見をいただきました。

鴨島東部地区の中学校及び小学校の再編につきましては、就学前のお子さんを持つ保護者説明会やPTA説明会の意見を踏まえ、教育委員会として今後どのように進めていくべきか検討したいと考えています。以上です。

委員長 他に無ければ、次回開催について、事務局から説明願います。

井上教育総務課長 12月の定例教育委員会の日程についてです。12月15日（火）、14：30から231会議室で開催されます。その後、第2回総合教育会議を16：00から同室で行いますので、よろしくします。

委員長 ありがとうございます。
本日の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の臨時教育委員会を閉会いたします。